

ワーキング ヴォイス

NO. 3 2009年5月15日



今回のワーキングヴォイスでは、4月27日全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の「松山たちばなの会」を訪問し、事務局長の青野貴美子氏にサラ金・ヤミ金被害者の救済と「反貧困」の取組についてお話を伺いました。

「松山たちばなの会」の相談員の方は、被害者の立場で相談に来られ、そして立ち直った人たちがボランティアで活動にあたっています。



Q. 「松山たちばなの会」の発足と概要についてお聞かせください。

今年の9月で丸11年になります。きっかけは、全国クレジット・サラ金問題対策協議会の全国キャラバンがあって、「被害者の会」を愛媛でも作らないといけないのではないかの事からです。今、10周年記念誌を作る準備をしていますが、10年間を振り返ってみると、それまでは高い金利や過酷な取り立てがまかり通っていたにもかかわらず、国民感情としても「借りた方が悪い」と個人の責任にされていました。

しかし日栄商工ファンドの闘いがきっかけとなり、国会でやっと出資法の貸付上限金利40.004%が高いという審議がされ29.2%まで金利が引き下げられたことから、私たちの運動が大きく転換してきたように思います。

Q. その運動ができた原動力は何でしょうか？

「被害者の会」として出来た事は、『被害者告発』です。被害を受けた人が、自分の言葉で被害を語るということは「被害者の会」でしか出来ないことです。自分は被害者なんだという事を国会や法廷闘争の中で訴えてこれた事は大きかったと思います。

Q. 2006年の貸金業法改正では出資法の上限金利29.2%がさらに引き下げられ利息制限法15~20%との整合性が図られるようになりました。しかしながら法改正以降の多重債務者は減ったが、1~3社の利用者は減っていない(横ばい)状況という統計もあるようですが、現場の実感として被害者(利用者)は減っていないのでしょうか？

当会の実感としては、相談件数は少し減ってきています。貸金業法が変わるまでは、月平均80件位の相談がありました。今は、60件位です。但し、相談の件数が減った要因としては、市町に相談窓口の設置ができたというのと、債務整理の広告が広がり相談者も分散したということもあると思うので、一概に被害者が減ってきているとは言い切れないとはいいます。

Q. 最近の相談の特徴としては？

相談の中身としては、多重債務の相談だけではなく、過払い請求分について取り戻したいという相談も増えてきている一方で、昨年12月位から仕事がなくなって来る人が増え

ています。破産・債務整理と同時に、生活保護申請をしないと生活が立ち行かないというケースが増えてきており、社会情勢の深刻さを感じています。

高齢者、障害者だけでなく、まだ働ける年代の人が職を失うと同時に家を失うという事が実際に愛媛県でも起こっています。

Q. 生活保護や自己破産はマイナスイメージも多いと思うのですが。

生活保護というのは、その人が最低の生活をしていく為に、国から支給されるものから、借金の返済に充てるものではないですよ。だから、借金をもったまま生活保護を受けること自体よしとされていない。自己破産をしないと生活保護を出さないという市町もあると聞きますから、生活保護や自己破産というイメージは悪いですが、救済の手段です。

Q. 青野事務局長もさきほど言われたように、借金問題は「自己責任」という意見も一般の人からは依然多いように感じますが、それについてどのように思いますか？

そういった意見が多いのは、浪費や遊び金ほしさにサラ金を利用しているというイメージが依然強いのでしょう。確かにギャンブル等が原因のケースも 2 割くらいありますが、ほとんどが生活に絡んだ理由であるのが実態です。

最も大きな要因は、仕事の不安定さから収入のある時とない時があり、一定した収入が得られない状況から、家計がどうしても回らない時や子供の教育費などで借金をしてしまうというケースが多いです。また中小零細企業の経営者やそこで働く人が被害者に多いです。ぎりぎりまで頑張ったけれど、共倒れになってしまい借金をかかえこんでしまうということなのでしょう。生きていく上で「お金」は絶対に必要ですから、背に腹はかえられないという理由から、最終的に多重債務に陥っているということをもっと知ってもらいたいと思います。

Q. どれくらい借りて相談に来る人が多いのですか？

個人で数十万円借りて返せない人もいれば、自営業者さんで何億円になる時もあります。どこがボーダーラインということはなく、その人その人のケースバイケースになってきます。また、最近は病気の人（精神的にうつ病になっているとか）が多くなっています。そういう場合は働けないので、自己破産をして生活保護というケースもあります。これまでは 300 万円くらい（5～6 社）になると行き詰る割合が多かったですが、最近は失業・病気・サラ金業者の貸し渋りなどにより、借入額は少額でも返済の目途が立たず行き詰まって相談にくる人が多くなっている実感がありますね。

Q. 具体的な解決方法として、どのような対応をとられていますか？

まずは食べていけないといけないので、借金の解決はともかくとして、いかに食べられる状況にその人を持っていくかが重要になり、よって生活全般の相談を行っています。

なぜその方が、多重債務に陥ったかを解き明かしていかなければ、根本的な問題解決にはなりません。仕事がないのであれば、就業するまでの間をしのぐ方法を考えなければいけないし、病気やギャンブルが背景にあれば、その治療や解決にむけた手伝いをしないといけない、あまり知られていませんがギャンブルは依存症問題（病気）がからんでいることが非常に多いんです。家族関係が問題になってくることもあります。

当会としては、まず家計簿をつけて生活を見つめ直す指導を行っています。多重債務になっている人は、家計の収支が分からなくなっているの、自分の借金がいくらあるか、いくら払えるか、どんな整理ができるか、数字を突き付けて家族の理解も得ていかなけれ

ばなりません。専門家の所に行くまでに（履歴をとってもらっている間に）ある程度の解決の方法を自分で考えてもらいます。この期間が再発防止にはとても大切です。

Q. 生活の立て直しのために他団体とのネットワークをとっていますか？

それぞれの事について、うちで全て解決できるわけではないので連携を持ちながら解決に当たっています。これまで、弁護士、司法書士の方々と連携しアドバイスをもらいながら対応に当たってきましたが、幸いな事に最近では労働団体やNPOとの連携がとれてきています。

「うちで解決するのではなく、解決のための援助をする。」ということを実会のスタンスとして置いており、私達が持っている情報や連携先を紹介しながら本人に解決の意志を持ってもらい、行動してもらう。何度も言いますが、単に債務整理だけやったのでは、また再度 という事もありますからね。そうやって自分で考え動いてもらうことで「自分は被害者だったんだ」という風に変え方を覚えてもらって債務整理をし、本人が回復に向かって一歩を踏み出さないといけないと思います。

Q. 現在取り組まれている「反貧困」の運動について

「多重債務問題という山をのけてみたら、そこに貧困という山があった」と宇都宮健児弁護士もいわれている通り、貧困そのものを解消しないといつまで経っても多重債務問題は無くならないと思います。基本的にお金に困っている人はいる訳で、そういった弱い人たちが消費者金融のような貧困ビジネスの食べ物になっている現状をどう変えていくのか。そういう事が解決しない限り、借金の問題はなくならないと思いますし、それらを変えていくためにも、愛媛での「反貧困ネットワーク」のつながりの中で諸団体と共に考え行動することが重要になってきていると思っています。



松山たちばなの会 相談員からのメッセージ

毎月、当会では70～80件の新しい相談者が来所されます。

月々の支払いが出来なくなり、業者から追いつてられ、せっぱつまって会へ駆け込む人がほとんどです。しかし、決して借金で苦しむことはありません。かならず、解決できます。私たちを含め、皆さんと共に生活の仕立て直しをし、頑張っていきたいと思っています。また、経験者でないと分からないこともあります、学習会にも参加していただき、苦しんでいる方や困っている方たちの力になってあげてください。私たち相談員は、皆さんの悩み・相談に対して、心から応援をしていきたいと思っています。すべて解決し、明るく立ち直られた皆さんの笑顔を見るのが一番の喜びです。気軽に相談下さい。



全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会「松山たちばなの会」

〒790-0876 愛媛県松山市北立花町6番1号 大山マンション2F

電話：089 935 7278 FAX：089 935 7278

相談日：月・火・水・金・土曜日（日曜日・祭日・木曜日は休日）

受付時間：午後2時～6時まで 相談時間：午後3時～7時迄

学習会：生活立て直し・調停等 第1・2・4水曜日・午後6時～7時迄

ギャンブル勉強会：第3水曜日・午後6時～7時迄

雇用と就労・自立支援にむけた、カンパ協力を呼びかけます。

昨年末以降、正規・非正規を問わず多くの人が解雇や雇い止めなどにより職を失うなかで、セーフティネットの不備から生活困窮に陥る人が増加するなど、極めて深刻な社会問題となっています。

国や都道府県では雇用創出にむけた具体的な取り組みが進められておりますが、労働界でもこうした仲間の雇用と就労・自立支援のための運動として、全ての働く者に連帯を呼びかけるカンパ活動を3月3日からスタートさせています。当面3ヶ月間を集中取り組み期間とし、労働組合員はもとより街頭宣伝などで広く市民の方々に協力を呼びかけています。

集まったカンパにつきましては、以下に関わる事業を行っている団体への支援に活用され、その選定については外部有識者を含めた審査委員会を設け、透明性を持って決定し、その結果は連合ホームページで公開されます。

(<http://www.jtuc-rengo.or.jp/info/boshuu/tobuta/iinkai.html>)

皆さまのあたたかいご協力を、よろしくお願い致します。

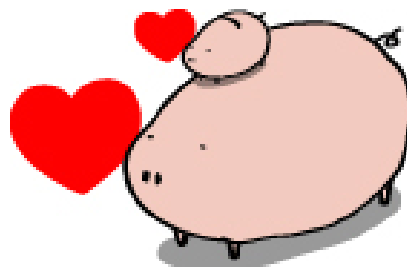


カンパにより支援していく事業

農業・林業・介護・福祉分野など、雇用創出に関わる事業
新しい仕事に就くための職業訓練や能力開発を応援する事業
雇用保険の給付対象とならない非正規労働者のため、住居や生活を支援する事業
失業等による影響が深刻な層、例えばシングルマザーへの支援事業など

カンパ金振込口座

中央労働金庫本店(店番号281)
普通預金 口座番号2822962
口座名 トブタカンパ 雇用と就労自立支援カンパ



発起人代表 連合会長：高木剛

発起人 労働者福祉中央協議会会長：笹森清 全国労働金庫協会理事長：岡田康彦 全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)理事長：石川太茂津 日本高齢・退職者団体連合会長：眞柄栄吉 各連合構成組織代表者 各地方連合会会長

賛同人 森永卓郎(経済アナリスト) 湯浅誠(NPO法人もやい事務局長) 宇都宮健児(弁護士) 尾藤廣喜(弁護士) 菅原文太(俳優) 立松和平(作家) 中村雅俊(俳優・歌手) 二木啓孝(ジャーナリスト) 篠田徹(早稲田大学教授) ジョン・チャヌ(ヴァイオリニスト) 沢竜二(旅役者) 紹介一部、他多数の方にご賛同いただいています。

賛同団体 パルシステム生活協同組合連合会、日本労働者信用基金協会

愛媛県委託事業(平成21年度労働者の声発信事業)

発行 社団法人 愛媛県労働者福祉協議会

〒790-0066 松山市宮田町125番地 愛媛県労福協会館 3階

TEL 089-946-2296 FAX 089-947-5616

メールアドレス e-roufuku@leo.e-catv.ne.jp